

## 監査公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月6日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別  
定例監査・行政監査

第2 監査の対象  
鳳来総合支所 地域課  
作手総合支所 地域課

第3 監査に当たった監査委員  
近藤 隆  
滝川健司（平成29年11月21日から。同月12日までは鈴木達雄。）

第4 監査の期間  
平成29年5月1日～平成29年12月4日

第5 監査の方法  
平成29年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成28年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果  
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。  
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

## 鳳来総合支所

### 【地域課】

#### 意見

公有財産として多くの土地・建物を管理しており、それぞれに取得・管理に至る経緯があるものと理解するが、特に不要不急な土地・建物については、次世代に負の資産として引き継ぐことがないようにするため、関係する部署、地区等とも調整を図り、整理等について検討されたい。

## 作手総合支所

### 【地域課】

#### 意見

- 1 公有財産として多くの土地・建物を管理しており、それぞれに取得・管理に至る経緯があるものと理解するが、特に不要不急な土地・建物については、次世代に負の資産として引き継ぐことがないようにするため、関係する部署、地区等とも調整を図り、整理等について検討されたい。
  
- 2 長者平団地の宅地分譲事業については、景気の影響や需要の変化等により厳しい環境にあるが、関係する部署等とも調整を図り、早期の販売に引き続き努められたい。